

## 本書の特色

### ●「文章の一问一答」と「資料・文章選択・文章記述」の2部構成

本教材は、社会の問題を解く上で必要な項目を集めた一问一答式の問題集です。ただ用語を答える問題だけでなく、さまざまな形式の問題で構成されています。問題は、各単元の重要項目を取り上げています。学習した範囲の知識がしっかりと身につけているかどうかをみる復習のための問題集としても活用できます。

### ●実践を意識した構成

図や資料を使った問題で、用語の知識をより実践的に身につけることができます。また、文章選択問題や、文章記述問題も多く出題されていますので、応用力を養うこともできます。

## 本書の構成

### ●各課の構成

- 1ページ目……用語を確認する一问一答式の問題です。各単元を、さらに項目ごとにわけてありますので、確認したい項目を選んで学習することもできます。
- 2ページ目……図や資料などを使った問題や、文章選択・文章記述問題といった応用問題です。それぞれの問題に出題形式が示されていますので、苦手なところだけを重点的に解いていくこともできます。

# もくじ

# 社会 ■ 中3

## 第1章 地理の復習

1	世界の地域構成	2
2	日本の地域構成	4
3	世界各地の人々の生活と環境	6
4	世界の諸地域	8
5	日本の姿	10
6	日本の諸地域	12

	地理のまとめ①	14
	地理のまとめ②	16

## 第2章 歴史の復習

7	古代までの日本	18
8	中世の日本	20
9	近世の日本	22
10	江戸幕府の滅亡と明治維新	24
11	立憲政治の成立	26

## 第3章 二度の世界大戦と戦後の世界

12	日清・日露戦争と日本の産業革命	28
13	第一次世界大戦と大正デモクラシー	30
14	世界恐慌と日中の戦争	32
15	第二次世界大戦と戦後日本の民主化	34
16	日本の国際復帰と国際社会	36

	歴史のまとめ①	38
	歴史のまとめ②	40

## 第4章 現代社会と日本国憲法

17	現代社会と人権, 日本国憲法	42
18	基本的人権	44

## 第5章 民主政治と社会

19	民主政治と国会	46
20	内閣・裁判所と三権分立	48
21	地方自治	50

## 第6章 わたしたちの暮らしと経済

22	消費と生産	52
23	市場経済と金融	54
24	国民生活と福祉	56

## 第7章 地球社会とわたしたち

25	国際社会と世界平和	58
26	地球社会の課題	60

	公民のまとめ	62
--	--------	----

21 地方自治

125 地方自治のしくみ

□ □

次の各問いに答えなさい。

- (1) 地方公共団体の仕事のうち、小・中学校の建設や管理、ごみの収集・処理など、身近な仕事を行っているのは、都道府県と市(区)町村のどちらか。
- (2) 住民の直接選挙で選ばれる、地方公共団体の長を何というか。
- (3) 地方議会議員の被選挙権は満何歳以上となっているか。
- (4) 地方公共団体の議決機関にあたるのは地方議会だが、具体的には何があるか。2つ答えよ。
- (5) 法律の範囲内でその地方公共団体だけに適用されるきまりを何というか。
- (6) 地方行政委員会のうち、(2)から独立して職権を行使できる執行機関であり、学校の運営などにたずさわる組織を何というか。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) 満 歳以上
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....

126 住民の権利と住民参加

□ □

次の文の( )にあてはまる語句を答えなさい。(1)は、( )内の語句のうち、正しい方を選びなさい。

- (1) 地方自治では、( 直接民主制 間接民主制 )の要素が採用されている。
- (2) 日本国憲法第95条では、特定の地方公共団体だけに適用される特別法を制定する場合、( ① )を行って( ② )の同意を得ることが必要だと定めている。
- (3) 地方公共団体の行政について住民が正確に知ることができるように、個人情報の保護に配慮しつつ、( )制度を整備する地方公共団体が増えている。
- (4) 首長や議員の解職を求める解職請求〔リコール〕は、住民が地方政治に直接意思を表明することができる( )権にふくまれている。
- (5) (4)の権利にふくまれる地方議会の解散請求の請求先は、( )である。
- (6) 第三者が地方公共団体の活動を調査・監視する制度を( )という。
- (7) 民間の個人が自発的に集まり、公共の利益を達成するためにつくった団体を( )〔非営利組織〕という。

- (1) .....
- (2) ① .....
- ② .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....
- (7) .....

127 地方財政のしくみと地方分権

□ □

次の各問いに答えなさい。

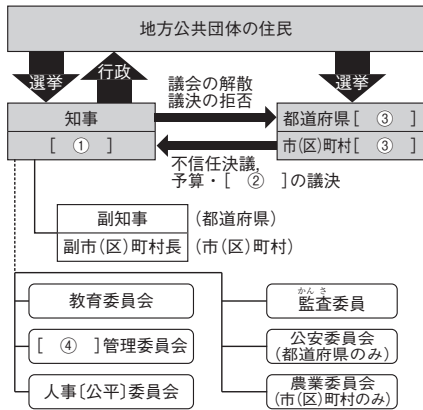
- (1) 地方公共団体が自ら得ることができ、自ら使い道を決めることができる財源で、その大部分を地方税が占めるものを何というか。
- (2) 地方公共団体間での財政の格差を是正するために国が配分する資金であり、その使い道が指定されていないものを何というか。
- (3) 義務教育や道路整備など、特定の仕事に対し国が費用の一部を負担する目的で、国から地方公共団体に支給される補助金を何というか。
- (4) 地方公共団体が民間から資金を借り入れたときに発行する債券を何というか。
- (5) 2000年代、地方公共団体の規模を大きくし、仕事を効率良く進めることを目的に進められたことを何というか。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

**128** 資料を使った問題

次の図表の①～⑩にあてはまる語句や数字を答えなさい。

地方公共団体のしくみ



地方公共団体の選挙権と被選挙権

	選挙権	被選挙権
市(区)町村長	[ ⑤ ]歳以上	[ ⑥ ]歳以上
都道府県の知事	[ ⑦ ]歳以上	[ ⑧ ]歳以上
都道府県・市(区)町村議会の議員	[ ⑨ ]歳以上	[ ⑩ ]歳以上

- ① [ ]
- ② [ ]
- ③ [ ]
- ④ [ ]
- ⑤ [ ]
- ⑥ [ ]
- ⑦ [ ]
- ⑧ [ ]
- ⑨ [ ]
- ⑩ [ ]

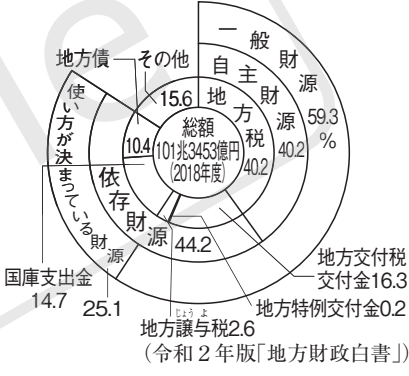
**129** 文章選択

次の資料を見て、あとの(1)・(2)の問いに答えなさい。

資料 1

直接請求権	必要な署名数	請求先
条例の制定または改廃の請求	(有権者の) [ ] 以上	首長
監査請求	$\frac{1}{50}$ 以上	[ ]
議会の解散請求	[ ] 以上	選挙管理委員会
解職請求 議員・首長	$\frac{1}{3}$ 以上	選挙管理委員会
副知事・副市(区)町村長・各委員		[ ]

資料 2



- (1) 資料1の直接請求権について正しく述べている文を、次のア～エから1つ選び、記号で答えよ。 [ ]
  - ア 条例の制定または改廃の請求に必要な署名数は、有権者の10分の1以上である。
  - イ 地方議会の解散請求に必要な署名数は、有権者の2分の1以上である。
  - ウ 首長の仕事などについて監査を求める監査請求の請求先は、監査委員である。
  - エ 副知事や副市(区)町村長の解職請求の請求先は、選挙管理委員会である。
- (2) 資料2の地方財政の歳入について正しく述べている文を、次のア～エから1つ選び、記号で答えよ。 [ ]
  - ア 住民から徴収する地方税は、自治体が自由に使える依存財源である。
  - イ 地方交付税交付金は、国が使い道を指定して交付する。
  - ウ 国庫支出金は、教育や福祉、公共事業などの特定の仕事について国から交付されるものである。
  - エ 地方債は、収入の不足を補うための借金で、その割合が拡大しても公共サービスの提供には影響しない。

**130** 文章記述

次の各問いに答えなさい。

- (1) 「地方自治は民主主義の学校」といわれるのはなぜか説明せよ。 [ ]
- (2) 2000年ごろに始まった市町村合併(平成の大合併)の目的は何か、簡単に説明せよ。 [ ]